

気対第 264 号
栃木県環境審議会

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項の規定による地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条の規定による地域気候変動適応計画に位置付ける「栃木県気候変動対策推進計画」並びに栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定による「栃木県環境基本計画」を改定するに当たり、同条例第 24 条第 2 項及び第 10 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 4（2022）年 2 月 14 日

栃木県知事 福 田 富 一

諮 問 理 由 書

本県では、温室効果ガス排出削減等対策である「緩和策」と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を、車の両輪として一体的に推進していくため、令和3（2021）年3月、地球温暖化対策実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した「栃木県気候変動対策推進計画」を策定したところであります。

「緩和策」について、国は、令和2（2020）年10月のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、令和3（2021）年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、「2050年カーボンニュートラルの実現」を基本理念として位置づけるとともに、同年10月には、同法に基づく「地球温暖化対策計画」を改定し、温室効果ガス削減目標や施策の見直しを行いました。

県は、国の宣言に呼応し、令和2（2020）年12月に「2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）実現を目指す」ことを宣言し、令和3（2021）年度には、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの中長期的な削減目標や各分野に必要な取組の方向性を示すロードマップ（行程表）の策定を進めており、3月に決定公表の予定であります。

また、「適応策」について、国は、令和2（2020）年12月に、気候変動適応法に基づき気候変動影響評価報告書を公表し、新たな知見を勘案し、令和3（2021）年10月には、同法に基づく「気候変動適応計画」を改定しました。

県は、令和3（2021）年度に、国の気候変動影響評価報告書を参考に、県内の将来気候の予測や気候変動の影響等に関する調査を進めており、報告書を3月に取りまとめる予定であります。

こうした状況を踏まえ、「栃木県気候変動対策推進計画」及び上位計画である「栃木県環境基本計画」においても、国計画との整合を図るとともに、現在策定中のロードマップとの整合、気候変動の影響に関する新たな知見等の反映を図る必要があります。

ついでには、「栃木県気候変動対策推進計画」及び上位計画である「栃木県環境基本計画」の改定に当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

栃木県気候変動対策推進計画等の主な改定内容等

1 主な改定内容

(1) 「緩和策」

	名 称	策定等	2030 年度削減目標
国	地球温暖化対策計画	R3.10 改定	2013 年度比▲26%→▲46%
栃木県	ロードマップ (案)	R4.3 策定見込み	2013 年度比 ▲50%
	栃木県気候変動対策推進計画	R4 改定予定	・新たな目標値の設定等 (▲26%→ ▲50%)

(2) 「適応策」

	名 称	策定等	特 徴
国	第二次気候変動影響評価報告書	R2.12 公表	・気候変動の影響に関する知見の増加と確信度の向上 ・前回の報告書に比べ、 <u>根拠とした引用文献数が 2.5 倍に増加</u>
	気候変動適応計画	R3.10 改定	・新たな知見を反映し、適応策等を追加
栃木県	栃木県気候変動影響評価報告書	R4.3 取りまとめ予定	・国の評価を参考に、 <u>気候変動の影響を評価・検証</u> ・将来の気温・降水に関する <u>高解像度将来予測マップ</u> を作成
	栃木県気候変動対策推進計画	R4 改定予定	・ <u>国計画等を反映し、県の実情に応じた適応策を追加</u>

2 今後のスケジュール

日 程	審 議 会	備 考
令和 4 (2022) 年 2 月 6 ~ 7 月 9 月 12 月	環境審議会【諮問】 専門部会【審議】 環境審議会【中間報告】 専門部会【審議】	
令和 5 (2023) 年 1 月 2 月 3 月	環境審議会【答申】	パブリック・コメントの実施 計画の決定・公表